

知財ist研修2018シラバス

【知財ist研修2018】	
課程	訴訟課程
科目	損害賠償請求
副題	～特許権侵害による損害賠償請求の基本的考え方を学ぶ～
日程	2018年12月4日（火） 10:00～17:00
講師	桜坂法律事務所 弁護士 古城 春実 氏
科目別受講料	会員18,000円、一般22,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（45日間） 会員500,000円、一般600,000円 実務・訴訟・海外おまとめ受講料（19日間） 会員280,000円、一般350,000円 訴訟課程おまとめ受講料（7日間） 会員114,000円、一般142,000円
説明	特許権侵害による損害賠償請求について、損害額の認定に関する基本的理論を解説し、損害額の算定方法について特許法102条に焦点を当ててわかりやすく説明いたします。複雑な侵害事例についても、実務的観点から、どのような点に留意すればよいかを解説します。
レポート、演習の有無等	レポート課題はございません。
事前質問について（研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、11/27までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。 （ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

知財ist研修2018シラバス

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>第1. 概観 1. 特許権の効力・特許権侵害の効果 2. 損害賠償・・・民法の原則 3. 特許権侵害の場合の概観</p> <p>第2. 特許権侵害による損害賠償の請求 1. 損害発生形態の特殊性 2. 特許法の損害賠償関連規定の改正（平成10年、11年） 3. 損害賠償の請求形態 4. 近年の傾向 5. 訴訟手続</p>	<p>第3. 各論 1. 不法行為（民法709条）の規定のみに基づく請求 2. 特許法102条1項（侵害者の譲渡数量からの推定に基づく損害額） 3. 特許法102条2項（侵害者の利益に基づく損害額の推定） 4. 特許法102条3項（実施料相当額） 5. 各項の損害の関係</p> <p>第4. 複雑形態（応用問題） 1. 権利者複数 2. 複数権利の侵害 3. 侵害者複数 4. 間接侵害</p> <p>第5. おわりに</p>
<p>参考書籍等</p>		
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償の枠組みについて民法をベースに特許法の特徴を説明されていて、理解できました。 ・内容が濃くてよかった。たまに質問されるので、緊張感を保ててよかった。 ・民法と特許法との関係も含めての内容で、自分の頭の中の整理ができました。大満足です。 ・とてもわかりやすかったです。ポイントがわかりやすかった。 ・スライドでの説明ではなく、自身でテキストにメモを書き込むというスタイルが、理解を深める上で自分には合っていました。基本条文に立ち返りながら説明をして頂いたので、基本を思い出しながら講義を聞いたので、とても良かったです。ありがとうございました。 	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。 ・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。 ・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。） 	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、5.5単位が認められる予定です。</p>	

2018.8.10